名　称　山口県宇部港東F灯浮標
位　置
所在地　山口県宇部港（宇部岬港沖防波堤東灯台の西北西方約一・六キロメートル）
北　緯　三三―五五―四〇
東　経　一三一―一四―四二
廃止年月日　平成二十二年七月五日

○海上保安庁告示第百七十九号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十二年八月二十三日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名　称　長門川尻岬灯台
位　置
所在地　山口県長門市（川尻岬）
北　緯　三四―二六―二七
東　経　一三〇―五八―二四
変更した事項
灯　質　等明暗白光　明三秒暗三秒
光　度　一一〇カンデラ
光達距離　五・五海里
変更年月日　平成二十二年七月五日
記　事　一時灯質等変更中のところ、灯質等変更のうえ復旧

名　称　山口県宇部港東A灯浮標
位　置
所在地　山口県宇部港（宇部岬港沖防波堤東灯台の西方約一・七キロメートル）
北　緯　三三―五五―二八
東　経　一三一―一四―三四
変更した事項
位　置
所在地　山口県宇部港（宇部岬港沖防波堤東灯台の西方約一・八キロメートル）
北　緯　三三―五五―三一
東　経　一三一―一四―三二
変更年月日　平成二十二年七月五日
記　事　一時撤去中のところ、位置変更のうえ復旧

名　称　山口県宇部港東B灯浮標
位　置
所在地　山口県宇部港（宇部岬港沖防波堤東灯台の西方約一・八キロメートル）
北　緯　三三―五五―三一
東　経　一三一―一四―三一
変更した事項
位　置
所在地　山口県宇部港（宇部岬港沖防波堤東灯台の西北西方約一・八キロメートル）
北　緯　三三―五五―三九
東　経　一三一―一四―三五
変更年月日　平成二十二年七月五日
記　事　一時撤去中のところ、位置変更のうえ復旧

○海上保安庁告示第百八十号

航路標識の廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十二年八月二十三日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名　称　沖ノ州灯浮標
位　置
所在地　波節岩灯標（香川県丸亀市）の東方約二・九キロメートル
北　緯　三四―二〇―四三
東　経　一三三―四四―四三
廃止年月日　平成二十二年七月七日

○防衛省告示第百六十号

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十二年八月二十三日

防衛大臣　北澤　俊美

期　間　平成二十二年九月六日から同年十月八日
区　域　三沢沖海面の次の第一号の(ア)から(カ)までの六点を順次連結する線及び(カ)の点と(ア)の点を結んだ線により囲まれる海面及びその上空並びに第二号の(イ)から(キ)までの四点を順次連結する線及び(キ)の点と(イ)の点を結んだ線により囲まれる海面及びその上空で、次の各号に示す高度帯までの間
一　海面から高度三、〇四八メートルまで
(ア)　北緯四一度三五分一〇秒　東経一四二度一三分四七秒
(イ)　北緯四一度三五分一〇秒　東経一四三度二九分四六秒
(ウ)　北緯四一度三一分一〇秒　東経一四三度二九分四六秒
(エ)　北緯四一度三一分一〇秒　東経一四五度四二分四五秒
(オ)　北緯四〇度二五分一〇秒　東経一四五度四二分四五秒
(カ)　北緯四〇度二四分一〇秒　東経一四二度一三分四七秒
二　海面から高度二、七四三・二メートルまで
(イ)　北緯四一度三五分一〇秒　東経一四三度二九分四六秒
(ウ)　北緯四一度三一分一〇秒　東経一四三度二九分四六秒
(エ)　北緯四一度三一分一〇秒　東経一四五度四二分四五秒
(キ)　北緯四一度三五分一〇秒　東経一四五度四二分四五秒
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○関東地方整備局告示第三百三十四号

次のように道路の区域を決定したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年八月二十三日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十二年八月二十三日

関東地方整備局長　菊川　滋

路線名　中央自動車道富士吉田線
道路の区域

区間	敷地の幅員	延長
東京都世田谷区北烏山九丁目二〇八三番二四から同区給田五丁目二番三まで	最大	八一・〇〇（メートル）
	最小	〇・〇〇〇
三鷹市北野一丁目九二二番五〇地先から同市北野四丁目一四三番二四まで	最大	九九・〇〇（メートル）
	最小	〇・二三二
調布市緑ケ丘一丁目四二番一から同市緑ケ丘一丁目三八番一九地先まで	最大	一一〇・〇〇（メートル）
	最小	〇・一九二
三鷹市新川一丁目六三番五一地先から同市新川一丁目六一番四地先まで	最大	三二・〇〇（メートル）
	最小	〇・〇六〇

図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局東京外かく環状国道事務所

○関東地方整備局告示第三百三十五号

次のように道路の区域を決定したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年八月二十三日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十二年八月二十三日

関東地方整備局長　菊川　滋